		ニ　一部の営業所における業務の縮小 ホ　本店を除く一部の営業所の廃止 ヘ　子会社等の業務の縮小 ト　子会社等の株式又は持分の処分 チ　法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保付社債信託法その他の法律により銀行が営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 リ　その他金融庁長官が必要と認める措置
レバレッジ第二区分の二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	業務の全部又は一部の停止の命令

［3～5　略］

6　第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7　第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する単体資本バッファー比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項から第十四項まで及び第十八項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8　第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

9　［略］

10　第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率（第七項に規定する単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一　［略］

［3～5　同上］

6　第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7　第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項及び第十三項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8　第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

9　［同上］

10　［同上］

一　［同上］